

寒河江市企業立地の促進等に関する固定資産税の課税免除について

課税免除は、市の課税免除条例に規定する期限（毎年１月末）までに、当該条例施行規則第３条に基づく課税免除申請書に關係書類を添えて正本１部提出した場合に限りその適用を受けられるものです。

すでに課税免除の適用を受けている方が、２年目以降に課税免除申請書を提出する場合（適用２年目以降において新たに適用を受けうる設備を取得した場合を除く。）には、申請書以外の添付書類の提出は要しません。（製造業のみ。道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業の方は、添付書類⁽¹⁰⁾の提出が必要です。）

１ 添付書類（各１部）

- (1)家屋の平面図（家屋の申請の場合。申請物件を赤で囲んでください。）
 - (2)家屋のカラー写真（家屋の申請の場合。土地の申請がある場合は土地も含む。）
 - (3)償却資産申告書種類別明細書または減価償却資産の内訳明細書の写し（該当資産の摘要欄に番号をつけてください。）
 - (4)償却資産の配置図（種類別明細書と同じ番号をつけてください。）
 - (5)償却資産のカラー写真（種類別明細書と同じ番号をつけてください。）
 - (6)償却資産の仕様書（更新の場合：機械及び装置の性能が３０％以上増加したもの）
（機械及び装置のもつ客観的能力を比較するため、新旧の機械及び装置の仕様書が必要です。新旧の仕様書がない場合、新旧の仕様書上の能力が同等の場合、新旧の仕様書で能力の比較が判断できない場合は、課税免除の対象になりません。）
 - ※ 新增設の場合は仕様書を添付する必要はありませんが、新設とは何もない状態から事業の用に直接供される資産（機械及び装置）を新たに設けること。また、増設とは減少・移動資産がない状態で事業の用に直接供される資産を増やすことを言います。
新增設及び更新に該当しない場合もありますので予めご了承ください。
 - (7)土地売買契約書の写し（土地の申請の場合）
 - (8)土地登記簿の写し（土地の申請の場合）
 - (9)字限図（土地の申請の場合、該当する土地を赤で囲んでください。）
 - (10)新規雇用者が３名以上いることを証明できる書類（労働基準法第１０７条の規定による労働者名簿の写しや労働基準法第１０８条の規定による賃金台帳の写しなど）
- ※(10)の書類は製造業以外の方が申請する場合

２ 決算後提出書類（１部：２週間程度以内に提出してください。）

- (1)減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し【別表十六(一)(二)】
（固定資産台帳兼減価償却額内訳明細書等の写し）